

都道府県別現物給与の価額一覧

		食事の額					住宅の額	その他	改正年月日	備考
		1ヶ月	1日	朝食	昼食	夕食	(昼一昼1ヶ月当り)	通勤定期など		
1	北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時価	令和4.4.1	
2	青森県	21,900	730	180	260	290	1,040	時価	令和4.4.1	
3	岩手県	21,900	730	180	260	290	1,110	時価	令和4.4.1	
4	宮城県	21,900	730	180	260	290	1,520	時価	令和4.4.1	
5	秋田県	21,900	730	180	260	290	1,110	時価	令和4.4.1	
6	山形県	22,800	760	190	270	300	1,250	時価	令和4.4.1	
7	福島県	22,500	750	190	260	300	1,200	時価	令和4.4.1	
8	茨城県	21,900	730	180	260	290	1,340	時価	令和4.4.1	
9	栃木県	21,900	730	180	260	290	1,320	時価	令和4.4.1	
10	群馬県	21,600	720	180	250	290	1,280	時価	令和4.4.1	
11	埼玉県	22,200	740	190	260	290	1,810	時価	令和4.4.1	
12	千葉県	22,500	750	190	260	300	1,760	時価	令和4.4.1	
13	東京都	23,100	770	190	270	310	2,830	時価	令和4.4.1	
14	神奈川県	22,800	760	190	270	300	2,150	時価	令和4.4.1	
15	新潟県	22,200	740	190	260	290	1,360	時価	令和4.4.1	
16	富山県	22,500	750	190	260	300	1,290	時価	令和4.4.1	
17	石川県	23,100	770	190	270	310	1,340	時価	令和4.4.1	
18	福井県	23,700	790	200	280	310	1,220	時価	令和4.4.1	
19	山梨県	22,200	740	190	260	290	1,260	時価	令和4.4.1	
20	長野県	21,300	710	180	250	280	1,250	時価	令和4.4.1	
21	岐阜県	22,200	740	190	260	290	1,230	時価	令和4.4.1	
22	静岡県	22,200	740	190	260	290	1,460	時価	令和4.4.1	
23	愛知県	21,900	730	180	260	290	1,560	時価	令和4.4.1	
24	三重県	22,500	750	190	260	300	1,260	時価	令和4.4.1	
25	滋賀県	21,900	730	180	260	290	1,410	時価	令和4.4.1	
26	京都府	22,500	750	190	260	300	1,810	時価	令和4.4.1	
27	大阪府	22,200	740	190	260	290	1,780	時価	令和4.4.1	
28	兵庫県	22,200	740	190	260	290	1,580	時価	令和4.4.1	
29	奈良県	21,600	720	180	250	290	1,310	時価	令和4.4.1	
30	和歌山県	22,500	750	190	260	300	1,170	時価	令和4.4.1	
31	鳥取県	22,800	760	190	270	300	1,190	時価	令和4.4.1	
32	島根県	22,800	760	190	270	300	1,150	時価	令和4.4.1	
33	岡山県	22,500	750	190	260	300	1,360	時価	令和4.4.1	
34	広島県	22,500	750	190	260	300	1,410	時価	令和4.4.1	
35	山口県	22,800	760	190	270	300	1,140	時価	令和4.4.1	
36	徳島県	22,800	760	190	270	300	1,160	時価	令和4.4.1	
37	香川県	22,500	750	190	260	300	1,210	時価	令和4.4.1	
38	愛媛県	22,500	750	190	260	300	1,130	時価	令和4.4.1	
39	高知県	22,500	750	190	260	300	1,130	時価	令和4.4.1	
40	福岡県	21,600	720	180	250	290	1,430	時価	令和4.4.1	
41	佐賀県	21,900	730	180	260	290	1,170	時価	令和4.4.1	
42	長崎県	22,200	740	190	260	290	1,150	時価	令和4.4.1	
43	熊本県	22,500	750	190	260	300	1,150	時価	令和4.4.1	
44	大分県	22,200	740	190	260	290	1,170	時価	令和4.4.1	
45	宮崎県	21,600	720	180	250	290	1,080	時価	令和4.4.1	
46	鹿児島県	22,500	750	190	260	300	1,110	時価	令和4.4.1	
47	沖縄県	23,100	770	190	270	310	1,290	時価	令和4.4.1	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

\* 食事で支払われる報酬・・・告示額の3分の2以上に相当する額を食費として徴収されている場合は、現物による食事の供与はないものとして取り扱ってください。

\* 住宅で支払われる報酬・・・洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳の割合で畳数に換算してください。

令和4年4月1日時点